

# 告 示

## 埼玉県告示第百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次とおり患畜等について届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年二月十三日

埼玉県知事 大野元裕

牛 ヨーネ病	患畜	伝染病及び 家畜の種類
		患畜及び 疑似患畜の区分
一頭		群頭数又は 数
さいたま市		発生場所又は 域
一月二十日 令和八年		発生年月日
		処置